

障害のある学生への修学支援に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令に基づき、千葉県立鶴舞看護専門学校学則第35条の規定により、千葉県立鶴舞看護専門学校に在籍する障害のある学生が安心して学修できるよう、本校の支援に関する基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

2 「合理的配慮」とは、障害のある学生に対し、その状況に応じて、「個別に必要とされるもの」であり、かつ、本校が体制面、財政面において均衡を失した又は過度な負担を課さないものをいう。

3 合理的配慮の範囲は、「授業、演習、実習、試験、課外授業」など修学に関する事項とする。

（責務）

第3条 校長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障害のある学生の支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

第4条 教職員は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

（相談対応）

第5条 障害のある学生の修学に関する相談を行う相談窓口を設置し、原則として、次に掲げる教職員を相談員とする。

- 一 副校長（事務及び技術）
- 二 学科長
- 三 各学年の担任業務を所掌している教員

2 障害のある学生の相談にあたっては、本人の意思を尊重し、十分に話し合う。

（支援の申請）

第6条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出は、別添様式1を看護学科に提出する。

3 入学試験時の障害・疾病・怪我などによる配慮の申請は、庶務教務課に申し出る。

（支援計画の策定）

第7条 支援計画の策定にあたっては、学生の教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、教員会議で個別の支援計画を検討し、校長が決定する。

（合意の形成）

第8条 支援計画決定後は、別添様式2をもって当該学生に対し支援計画について十分な説明を行い、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図る。支援計画は当該学生の合意を得て決定する。

2 合理的配慮は、教育理念や評価基準を変えることや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことの求めに応じるものではないことの理解を得る。

（支援の実施）

第9条 具体的支援は、障害のある学生に関わる教職員が個別の支援計画に沿って実施する。

2 学校は、具体的支援の実施にあたり、必要に応じて関係者間の調整連絡、学外関係機関等との調整を行う。学外機関等と情報の共有を行う場合は、事前に当該学生の上承を得る。

3 校長は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障害のある学生及び教職員からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努める。

（支援の評価）

第10条 支援の内容については、適宜、当該学生との面接を行い必要に応じて見直しを行う。

（秘密保持義務）

第11条 教職員は、正当な理由なく、障害のある学生及び当該学生の支援に関して知りえた情報を漏らしてはならない。

（補足）

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、運営会議の協議を経て校長が別に定める。

（附 則）

この規程は、令和7年6月20日から施行する。